

石綿の法・条例による主な規制

石綿は、建築物への使用の規制、一般環境や作業環境への飛散防止、石綿含有廃棄物の処理等、石綿取扱い工場での作業環境や外部環境への飛散防止、被害者救済などさまざまな法令や条例に規定されています。

(1) 建築物関連の石綿に関する法令等

建築物関連の石綿に関する法令等の概要は、次の表のとおりです。建築物に石綿含有建材が使用されている場合は、各法令等を遵守してください。

対象	法令等	規制内容
建築物	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> 石綿及び石綿を0.1重量%を超えて含有する吹付けロックウールの使用禁止 増改築、大規模修繕・模様替え時の除去等の義務付け 報告聴取や立入検査、石綿の飛散のおそれのある場合の勧告、命令 定期報告での石綿の有無等の義務付け (石綿の有無に関する調査状況について閲覧可能)
作業環境	労働安全衛生法 石綿則	<ul style="list-style-type: none"> 石綿及び石綿を0.1重量%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用的禁止 建物解体時の石綿の有無の事前調査 石綿の除去、封じ込め、囲い込みの作業の際の作業基準、届出
一般環境	大気汚染防止法 生活環境保全条例	<ul style="list-style-type: none"> 建物解体時の石綿の有無の事前調査 建築物の解体等の作業前の石綿濃度測定などの事前調査、作業基準、敷地境界基準の設定や届出
廃棄物	廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 石綿を含む吹付け材、保温材等の飛散性石綿、成形板等の非飛散性石綿廃棄物の取扱い、処理等
	建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の解体工事等の届出(届出の際に石綿の付着の有無、石綿成形板使用の有無等の記載要)

注:この表は、各法令等の石綿に関する規制の概要等を示したもので、詳しくは、P36～P37を参考に各所管行政庁にお問い合わせください。

(2) 各法令の規制対象となる石綿含有建材

法令により、規制対象となる石綿含有建材が異なりますので、次表を参考に手続きなどの漏れのないように注意してください。

レベル	石綿含有建材の種類	建築基準法	労働安全衛生法・石綿則	大気汚染防止法、 生活環境保全条例	廃棄物処理法
1	吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール	規制対象	規制対象	規制対象 (特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として規制)	
	ひる石・パーライト吹付け				
2	保温材等		規制対象		
3	成形板等			規制対象 (生活環境保全条例のみ)	規制対象 (石綿含有産業廃棄物として規制)

(3) 各法令等の取扱いの比較等

	建築基準法	労働安全衛生法・石綿則	大気汚染防止法、生活環境保全条例	廃棄物処理法
作業基準	×	○	○	○ (保管、収集運搬、処理基準等)
大気中の濃度基準	×	×	○ (敷地境界基準)	×
届出・報告	○ (P33定期報告制度参照)	○	○	×
その他	増改築時の石綿の除去等の義務付け等	石綿を含有する物の製造、輸入、譲渡、提供、使用禁止等	建築物解体時等の事前調査及び表示等	産業廃棄物管理責任者等の選任、マニフェストの交付等

(4) 建築物のライフサイクルの各場面での法規制等

	法令等	法的義務・規則等	必要な届出等
新築時	・建築基準法 ・労働安全衛生法	石綿含有建材の使用禁止	
既存建築物の維持管理	・建築基準法 ・労働安全基準法	吹付け材等から石綿の飛散のおそれがある場合等は、行政庁の勧告、命令 (吹付け材から石綿の飛散がないか定期的に点検する等の維持管理が必要)	
	・建築基準法	一定規模以上の不特定多数が利用する施設等の場合は、定期的に建築物の状況(石綿の有無や措置状況を含む)について調査し報告しなければならない	大阪府内では、建築物については、3年に1回。エレベータ、建築設備については毎年、特定行政庁に報告
増改築、大規模修繕・模様替え時	・建築基準法	既存部分の石綿の除去等 (増築部分が既存部分の1/2以下の増改築、大規模修繕・模様替えの場合は、封じ込め、囲い込みも可。その他の場合は、除去の義務付け)	建築確認申請時に石綿の状況について報告
	・大気汚染防止法 ・生活環境保全条例	・解体前の石綿の有無等の事前調査の実施 ・事前調査の内容について掲示 ・作業基準、敷地境界基準の遵守	作業開始の14日前までの届出
	・労働安全衛生法	・作業基準等の遵守	工事開始の14日前までの届出
	・廃棄物処理法	・保管、収集運搬、処分の基準遵守 ・マニフェストの交付	
除去(解体)時	・大気汚染防止法 ・生活環境保全条例	・解体前の石綿の有無等の事前調査の実施 ・事前調査の内容について掲示 ・作業基準、敷地境界基準の遵守	作業開始の14日前までの届出
	・労働安全衛生法	・作業基準等の遵守	工事開始の14日前までの届出
	・廃棄物処理法	・保管、収集運搬、処分の基準遵守 ・マニフェストの交付	